

市発注工事における下請負の制限基準

平成16年7月29日制定

1 趣旨

この基準は、市建設工事入札参加資格者名簿に登載されていない者（以下「無資格者」という。）が、市発注工事の下請負人となることの制限に関し必要な事項を定める。

2 措置の要件

市長は、建設業者等指名除外要綱（以下「指名除外要綱」という。）第2条の規定により指名除外を措置する場合において、その指名除外の措置を受けた市建設工事入札参加資格者名簿に登載された者（以下「資格者」という。）の他に責めを負うべき無資格者が明らかになったときは、資格者の指名除外の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、その無資格者が市発注工事の下請負人になることを制限（以下「下請制限」という。）するものとする。

ただし、資格者に対する指名除外の措置要件が、指名除外要綱別表第1号、第6号又は第8号である場合に限る。

3 特約条項の設定

建設工事を主管する部長、支所長及び課長（以下「主管部長等」という。）は、その所管に属する建設工事の請負契約を締結する場合は、別紙下請負の制限についての特約条項を附するものとする。

4 下請負の制限等

- (1) 主管部長等は、その所管に属する建設工事に関し、下請制限の期間が経過していない無資格者が下請又は再受託することを承認してはならない。
- (2) 主管部長等は、建設工事請負契約約款第7条の規定により下請制限の期間が経過していない無資格者を下請人とする通知があったときは、別記様式第1号により下請負人の変更を求めるものとする。

5 下請制限措置の決定通知

市長は、下請制限を措置したときは、指名除外の通知と併せて、遅滞なく主管部長等及びその無資格者に対して、別記様式第2号及び第3号により通知するものとする。

6 その他

この基準に定めのない事項については、別に定める。

附則

この基準は、平成16年8月1日から適用する。

別紙

下請負の制限についての特約条項

請負者（以下「乙」という。）は、建設工事請負契約約款（契約書を含む。以下同じ。）に定めるほか、発注者（以下「甲」という。）が定めるこの下請負の制限についての特約条項に従う。

（下請負の制限）

第1条 乙は、工事の全部又は一部を次のいずれかに掲げる者に直接委任又は請け負わせてはならない。

- （1） 建設業者等指名除外要綱（平成16年8月1日制定）により指名除外された者で、その指名除外の期間が経過しない者
- （2） 市発注工事における下請負の制限基準（平成16年8月1日制定）により下請制限された者で、その下請制限の期間が経過しない者
- （3） 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第28条第1項、第2項若しくは第4項の規定に基づく指示又は同条第3項若しくは第5項の規定に基づく営業停止の処分を受けたこと、若しくは同法第29条の規定に基づく許可の取消しの処分を受けたこと、若しくは安芸高田市建設工事入札参加資格の取消処分を受けたことにより下請負から除外された者で、その除外期間が経過していない者

2 乙は、前項各号に掲げる者以外の者に委託し、又は請け負わせた工事の全部又は一部を、前項各号に掲げる者に再委任又は再下請負させてはならない。

（下請負の確認）

第2条 乙は建設工事請負契約約款第7条により通知等を行った後、甲に受任者又は下請負人に前条各号のいずれかに該当する者がいないことの確認を受けなければならない。

様式第1号

平成 年 月 日

下請負人についての確認書

(請 負 者) 様

(発 注 者) ㊞

下請負の制限についての特約条項第2条の規定により、次の工事について特約条項第1条第1項各号に該当する者がいます。この者には、委任又は請負をさせることはできません。この工事について、他の者に請け負わせる場合は、再度下請負人名簿を提出してください。

工 事 名		
工 事 場 所		
請 負 金 額		
該 当 者	下請業者名	
	所 在 地	
	該 当 条 項	第 1 条 第 1 項 第 号
	指名除外期間 又は 下請制限期間	

平成 年 月 日

関係部長様
各支所長様

安芸高田市長

建設工事下請制限決定通知書

市発注工事における下請負の制限基準第4項の規定に基づき、次のとおり通知します。
なお、下請制限期間中の者が、下請けすること又は再受託することはできませんので注意してください。

1 建設業者名等

住所又は所在地	
商号又は名称	
代表者氏名	
許可番号	
下請制限期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

2 下請制限措置の理由

様式第3号

平成 年 月 日

代表者 様

安芸高田市 長
〔〒731-0592 安芸高田市吉田町吉田 791
総務部 財政課〕

建設工事下請制限措置通知書

(貴社・あなた)を次に掲げる理由により、安芸高田市が発注する建設工事の下請負の対象から除外します。

なお、下請制限期間中は、安芸高田市が発注する建設工事について、下請けすること又は再受託することはできませんので注意してください。

1 下請制限期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

2 下請制限の理由